

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

特定商取引法の一部改正について (お願い)

標記改正に伴い、令和4年6月1日より消費者からのクーリング・オフの通知が、従来の書面に加え電磁的記録(電子メールの送付等)で行えるようになることから、特定商取引法の契約書面に電磁的記録で、クーリング・オフができる旨を記載することが義務付けられることになりました。

また、本改正により特定商取引法の契約書面等に記載するクーリング・オフの告知文(別紙参考)の変更が必要となります。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

なお、詳細な内容等につきましては、下記をご参照いただきますようお願いいたします。

記

【消費者庁ホームページ掲載アドレス】

○概要

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_transaction/amendment/2021/assets/consumer\\_transaction\\_cms201\\_220104\\_10.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/amendment/2021/assets/consumer_transaction_cms201_220104_10.pdf)

○説明資料(42頁目以降参照)

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_transaction/amendment/2021/assets/consumer\\_transaction\\_cms202\\_220322\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/amendment/2021/assets/consumer_transaction_cms202_220322_01.pdf)

○特定商取引法ガイド

<https://www.no-trouble.caa.go.jp/revision/#r3>

○特定商取引法における電磁的記録によるクーリング・オフに関するQ&A

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_transaction/specified\\_commercial\\_transactions/assets/consumer\\_transaction\\_cms202\\_220209\\_09.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/specified_commercial_transactions/assets/consumer_transaction_cms202_220209_09.pdf)

以 上

(発信手段: Eメール)

(担当: 保安・業務グループ 瀬谷、岩田)